四二三　政党助成法第二十四条第一項の規定による合併に関する届出があったので公表する件　○総務省、文部科学省　二八　284　七〇

一　地方独立行政法人の設立、定款の変更及び解散の認可の基準の一部を改正する告示　○総務省、農林水産省、国土交通省　一　260　一〇三

二一　半島振興法に基づく産業振興促進計画を認定する件　○総務省、経済産業省　八　三

二　石油コンビナート等特別防災区域に係る区域の指定の一部を改正する件　一五　273　三

三　電子委任状の普及を促進するための基本的な指針　二七　282　一〇四

○政治資金適正化委員会

六一　政治資金規正法の規定に基づき、登録政治資金監査人名簿に登録した者を公告する件　五　二

六三　〃　一二　一

六四　〃　一二　二

六五　〃　二八　六

○法務省

五四二　出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の規定に基づき同法別表第一の五の表の下欄に掲げる活動を定める件の一部を改正する件　一　四

五四三　除籍の一部が滅失した件　一　五

五四四―五四七　出入国管理及び難民認定法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄に規定する団体の要件を定める省令第一条第一号トの規定による技能実習を監理する団体及び出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号ロに掲げる活動の項の下欄第二十九号の規定による技能実習を定める件の一部を改正する件　一　261　一四七

五四八―五五一　出入国管理及び難民認定法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄に規定する団体の要件を定める省令第一条第一号トの規定による技能実習を監理する団体及び出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号ロに掲げる活動の項の下欄第二十九号の規定による技能実習を定める件の一部を改正する件　一　261　一四七

五五二　日本国に帰化を許可する件　一　四　一四九

五五三　除籍の一部が滅失した件　五　二

五五四　原戸籍の一部が滅失した件　五　二

五五五　出入国管理及び難民認定法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄に規定する団体の要件を定める省令第一条第一号トの規定による技能実習を監理する団体及び出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号ロに掲げる活動の項の下欄第二十九号の規定による技能実習を定める件の一部を改正する件　一　263　一五一

五五八　出入国管理及び難民認定法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄に規定する団体の要件を定める省令第一条第一号トの規定による技能実習を監理する団体及び出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号ロに掲げる活動の項の下欄第二十九号の規定による技能実習を定める件の一部を改正する件　一　263　一五一

五五九　日本国に帰化を許可する件　五　三

五六〇　除籍の一部が滅失した件　六　一

五六一　外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法第七条の規定による承認をした件　七　一

五六二　日本国に帰化を許可する件　一一　三

五六三　公証人法第七条ノ二第一項の規定による指定の件　一一　四

五六四　除籍の一部が滅失した件　一二　一

五六五　日本国に帰化を許可する件　一二　一

五六六　〃　一四　一

五六七　除籍が滅失した件　一五　一

五六八　戸籍が滅失した件　一五　一

五六九　日本国に帰化を許可する件　一五　二

五七〇　出入国管理及び難民認定法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄に規定する団体の要件を定める省令第一条第一号トの規定による技能実習を監理する団体及び出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号ロに掲げる活動の項の下欄第二十九号の規定による技能実習を定める件の一部を改正する件　一五　273　八

五七一―五七八　出入国管理及び難民認定法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄に規定する団体の要件を定める省令第一条第一号トの規定による技能実習を監理する団体及び出入国管理及び難民